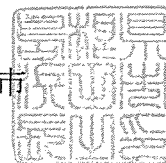


水 下 第 283 号  
令和 4 年 2 月 21 日

三隅地域協議会

会長 石田 義生 様

浜田市長 久保田 章市  
(下水道課)



浜田市下水道審議会委員の推薦について(お願い)

平素より、浜田市上下水道事業に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市では平成 29 年 3 月に下水道事業の「経営戦略」(計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度)を策定し、事業運営を行っております。

同戦略は令和 4 年 4 月で策定後 5 年が経過することから、前期計画に対する進捗状況の振り返りを行うとともに、現在整備中の浜田処理区の事業計画や、令和 2 年 4 月の公共下水道事業の公営企業会計移行後の決算状況も踏まえ、より実効性のある計画値に見直す必要があります。

この見直しに際し、関係者及び識見者の方々からのご意見を反映するとともに、今後は同計画に対する毎年度の経営状況等の進捗状況についてご意見をいただくことが大変重要であることから、これらを目的として、下水道審議会を設置したいと思います。

つきましては、趣旨をご理解いただき、下記のとおり貴団体から審議委員についてご推薦賜りますよう、お願い申し上げます。

年度末のご多忙の折誠に恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦者数 1 名
- 2 推薦方法 別紙「推薦状」により、3 月 7 日(月)までに推薦いただくようお願いいたします。
- 3 所掌事務等 同封の「浜田市下水道審議会設置に向けた審議会委員の選任について」をご参照ください。

上下水道部下水道課  
大上、山根  
電話 0855-25-9640 (直通)  
FAX 0855-22-2628

## 浜田市下水道審議会設置に向けた審議会委員の選任について

### 1 下水道審議会の概要

趣旨：受益者負担金、使用料、手数料、その他必要な事項の調査・審議

定数：受益者代表（地域協議会）各地域から1人 計5人以内

公共的団体代表 各団体から1人 計5人以内

識見者 5人以内

任期：2年（再任を妨げない）

会議の定足：委員の半数以上

評決の方法：出席委員の過半数

### 2 今回の設置目的

- ・経営戦略見直し（案）に対する意見聴取
- ・下水道事業の経営状況及び経営戦略に対する進捗状況についての意見聴取
- ・受益者負担金について、前審議会の答申を受けての浜田市の方針決定について報告

### 3 委員の選出について…関係団体からの推薦

受益者代表（地域協議会）各地域から1人 計5人

公共的団体代表 各団体から1人 計5人

識見者 5人以内

#### 【参考：過去の審議会における審議事項】

諮問	答申	審議事項
平成14年3月	平成14年8月	受益者負担金について
平成15年7月	平成16年1月	下水道使用料について
平成20年7月	平成20年12月	下水道使用料の統一について
平成27年5月	平成28年3月	公共下水道受益者負担金等について

### 4 その他

開催予定：第1回目の審議会を令和4年4月に予定しています。

上水道事業と審議会を一本化した場合は、年2～3回程度の開催が見込まれますが、審議内容により開催回数は異なります。

身分：浜田市の非常勤特別職の職員です。

報酬等：日額6,000円及び費用弁償（旅費）を「浜田市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給します。

（水道審議会と同日開催の場合の報酬も、日額制のため両審議会あわせて6,000円となります）